

○農林水産省告示第千八百五十七号

農業保険法施行規則（平成二十九年農林水産省令第六十三号）第四百四十四条第一項の規定に基づき、令和四年産の春植えばれいしよ、スイートコーン、かぼちや及び蚕繭に係る同項の農林水産大臣が定める二以上の金額を次のように定める。

令和三年十一月二日

農林水産大臣 金子原二郎

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省経営局保険監理官及び関係都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

「次のよう」の部分

都道府県名	北海道			
共済目的の種類	区分	単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲		左に掲げる金額が適用となる地域
ばれいしょ	1 類	14,440円 13,000円 11,550円 10,110円 8,660円	北海道の区域	
		(農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第88号)第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の交付の申請をする者であって、同法第2条第4項各号に掲げる要件に該当するもの(以下「対象農業者」という。))が耕作の業務を営む耕地に係る春植えばれいしょにあつては、 22,140円 19,930円 17,710円 15,500円 14,440円 13,000円 11,550円 10,110円 8,660円)		
	2 類	33,820円 30,440円 27,060円 23,670円 20,290円		
	3 類	65,100円 58,590円 52,080円 45,570円 39,060円		
	4 類	43,080円 38,770円 34,460円 30,160円 25,850円		
スイートコーン	9 類	春植えで、かつ、でん粉加工用であるばれいしょ 14,440円 13,000円 11,550円 10,110円 8,660円 (対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係る春植えばれいしょにあつては、 22,140円 19,930円 17,710円 15,500円 14,440円 13,000円 11,550円 10,110円 8,660円)	北海道の区域	
		春植えで、かつ、食品加工用であるばれいしょ 33,820円 30,440円 27,060円 23,670円 20,290円		
		春植えで、かつ、種子用であるばれいしょ 65,100円 58,590円 52,080円 45,570円 39,060円		
		春植えで、かつ、でん粉加工用、食品加工用及び種子用以外の用途であるばれいしょ 43,080円 38,770円 34,460円 30,160円 25,850円		
かぼちゃ	1 類	32,430円 29,190円 25,940円 22,700円 19,460円	北海道の区域	
	2 類	139,680円 125,710円 111,740円 97,780円 83,810円	北海道の区域	
	3 類	食品加工用であるスイートコーン 32,430円 29,190円 25,940円 22,700円 19,460円 食品加工用以外の用途であるスイートコーン 139,680円 125,710円 111,740円 97,780円 83,810円	北海道の区域	
		107,940円 97,150円 86,350円 75,560円 64,760円	北海道の区域	

備考：

- この表において「区分」とは農業保険法(昭和22年法律第185号)第153条第1項の農林水産大臣が定める区分をいう。
- この表において「単位当たり」とは、1,000キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

都道府県名	岩手県						
共済目的の種類	区分	単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲					左に掲げる金額が適用となる地域
蚕繭	別記の第一区分に掲げる者	2,490円	2,240円	1,990円	1,740円	1,490円	岩手県の区域
	別記の第二区分に掲げる者	2,860円	2,490円	2,240円	1,990円	1,740円	岩手県の区域
	別記の第三区分に掲げる者	3,230円	2,860円	2,490円	2,240円	1,990円	岩手県の区域

別記：

第一区分 農業保険法（昭和22年法律第185号）第153条第1項の農林水産大臣が定める区分ごとの掃立てに係る収繭量（同項第1号の基準収繭量の算定の基礎とされた収繭量をいう。以下同じ。）の合計に対する種繭の収繭量の割合（以下「種繭収繭量割合」という。）が30パーセント未満の者

第二区分 種繭収繭量割合が30パーセント以上70パーセント未満の者

第三区分 種繭収繭量割合が70パーセント以上の者

備考：この表において「単位当たり」とは、1キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

都道府県名	宮城県						
共済目的の種類	区分	単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲					左に掲げる金額が適用となる地域
ばれいしょ	2 類	43,000円	38,700円	34,400円	30,100円	25,800円	宮城県の区域
	4 類	72,000円	64,800円	57,600円	50,400円	43,200円	宮城県の区域
	9 類	春植えで、かつ、でん粉加工用であるばれいしょ 14,440円 13,000円 11,550円 10,110円 8,660円					宮城県の区域
		春植えで、かつ、食品加工用であるばれいしょ 43,000円 38,700円 34,400円 30,100円 25,800円					
蚕繭	別記の第一区分に掲げる者	2,490円	2,240円	1,990円	1,740円	1,490円	宮城県の区域
	別記の第二区分に掲げる者	2,860円	2,490円	2,240円	1,990円	1,740円	宮城県の区域
	別記の第三区分に掲げる者	3,230円	2,860円	2,490円	2,240円	1,990円	宮城県の区域

別記：

第一区分 農業保険法（昭和22年法律第185号。以下「法」という。）第153条第1項の農林水産大臣が定める区分ごとの掃立てに係る収繭量（同項第1号の基準収繭量の算定の基礎とされた収繭量をいう。以下同じ。）の合計に対する種繭の収繭量の割合（以下「種繭収繭量割合」という。）が30パーセント未満の者

第二区分 種繭収繭量割合が30パーセント以上70パーセント未満の者

第三区分 種繭収繭量割合が70パーセント以上の者

備考：

- この表においてばれいしょに係る「区分」とは法第153条第1項の農林水産大臣が定める区分をいう。
- この表において「単位当たり」とは、ばれいしょについては1,000キログラム当たり、蚕繭については1キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

都道府県名	山形県						
共済目的の種類	区分	単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲					左に掲げる金額が適用となる地域
蚕繭	別記の第一区分に掲げる者	2,490円	2,240円	1,990円	1,740円	1,490円	山形県の区域
	別記の第二区分に掲げる者	2,860円	2,490円	2,240円	1,990円	1,740円	山形県の区域
	別記の第三区分に掲げる者	3,230円	2,860円	2,490円	2,240円	1,990円	山形県の区域

別記：

第一区分 農業保険法（昭和22年法律第185号）第153条第1項の農林水産大臣が定める区分ごとの掃立てに係る収繭量（同項第1号の基準収繭量の算定の基礎とされた収繭量をいう。以下同じ。）の合計に対する種繭の収繭量の割合（以下「種繭収繭量割合」という。）が30パーセント未満の者

第二区分 種繭収繭量割合が30パーセント以上70パーセント未満の者

第三区分 種繭収繭量割合が70パーセント以上の者

備考：この表において「単位当たり」とは、1キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

都道府県名	福島県						左に掲げる金額が適用となる地域
共済目的の種類	区分	単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲					
ばれいしょ	2 類	33,820円	30,440円	27,060円	23,670円	20,290円	福島県の区域
	4 類	70,410円	63,370円	56,330円	49,290円	42,250円	福島県の区域
	9 類	春植えて、かつ、でん粉加工用であるばれいしょ 14,440円 13,000円 11,550円 10,110円 8,660円 春植えて、かつ、食品加工用であるばれいしょ 33,820円 30,440円 27,060円 23,670円 20,290円 春植えて、かつ、種子用であるばれいしょ 65,100円 58,590円 52,080円 45,570円 39,060円 春植えて、かつ、でん粉加工用、食品加工用及び種子用以外の用途であるばれいしょ 70,410円 63,370円 56,330円 49,290円 42,250円					福島県の区域
蚕繭	別記の第一区分に掲げる者	2,490円	2,240円	1,990円	1,740円	1,490円	福島県の区域
	別記の第二区分に掲げる者	2,860円	2,490円	2,240円	1,990円	1,740円	福島県の区域
	別記の第三区分に掲げる者	3,230円	2,860円	2,490円	2,240円	1,990円	福島県の区域

別記：

- 第一区分 農業保険法（昭和22年法律第185号。以下「法」という。）第153条第1項の農林水産大臣が定める区分ごとの掃立てに係る収繭量（同項第1号の基準収繭量の算定の基礎とされた収繭量をいう。以下同じ。）の合計に対する種繭の収繭量の割合（以下「種繭収繭量割合」という。）が30パーセント未満の者
- 第二区分 種繭収繭量割合が30パーセント以上70パーセント未満の者
- 第三区分 種繭収繭量割合が70パーセント以上の者

備考：

- この表においてばれいしょに係る「区分」とは法第153条第1項の農林水産大臣が定める区分をいう。
- この表において「単位当たり」とは、ばれいしょについては1,000キログラム当たり、蚕繭については1キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

都道府県名	茨城県						
共済目的の種類	区分	単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲					左に掲げる金額が 適用となる地域
スイートコーン	2 類	199,210円	179,290円	159,370円	139,450円	119,530円	茨城県の区域
	3 類	食品加工用であるスイートコーン 32,430円 29,190円 25,940円 22,700円 19,460円 食品加工用以外の用途であるスイートコーン 199,210円 179,290円 159,370円 139,450円 119,530円					茨城県の区域
かぼちゃ		204,350円	183,920円	163,480円	143,050円	122,610円	茨城県の区域

備考：

1. この表において「区分」とは農業保険法（昭和22年法律第185号）第153条第1項の農林水産大臣が定める区分をいう。
2. この表において「単位当たり」とは、1,000キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

都道府県名	栃木県						
共済目的の種類	区分	単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲					左に掲げる金額が適用となる地域
蚕繭	別記の第一区分に掲げる者	2,490円	2,240円	1,990円	1,740円	1,490円	栃木県の区域
	別記の第二区分に掲げる者	2,860円	2,490円	2,240円	1,990円	1,740円	栃木県の区域
	別記の第三区分に掲げる者	3,230円	2,860円	2,490円	2,240円	1,990円	栃木県の区域

別記：

第一区分 農業保険法（昭和22年法律第185号）第153条第1項の農林水産大臣が定める区分ごとの掃立てに係る収繭量（同項第1号の基準収繭量の算定の基礎とされた収繭量をいう。以下同じ。）の合計に対する種繭の収繭量の割合（以下「種繭収繭量割合」という。）が30パーセント未満の者

第二区分 種繭収繭量割合が30パーセント以上70パーセント未満の者

第三区分 種繭収繭量割合が70パーセント以上の者

備考：この表において「単位当たり」とは、1キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

都道府県名	群馬県						
共済目的の種類	区分	単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲					左に掲げる金額が適用となる地域
蚕繭	別記の第一区分に掲げる者	2,490円	2,240円	1,990円	1,740円	1,490円	群馬県の区域
	別記の第二区分に掲げる者	2,860円	2,490円	2,240円	1,990円	1,740円	群馬県の区域
	別記の第三区分に掲げる者	3,230円	2,860円	2,490円	2,240円	1,990円	群馬県の区域

別記：

第一区分 農業保険法（昭和22年法律第185号）第153条第1項の農林水産大臣が定める区分ごとの掃立てに係る収繭量（同項第1号の基準収繭量の算定の基礎とされた収繭量をいう。以下同じ。）の合計に対する種繭の収繭量の割合（以下「種繭収繭量割合」という。）が30パーセント未満の者

第二区分 種繭収繭量割合が30パーセント以上70パーセント未満の者

第三区分 種繭収繭量割合が70パーセント以上の者

備考：この表において「単位当たり」とは、1キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

都道府県名	埼玉県						左に掲げる金額が適用となる地域
共済目的の種類	区分	単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲					
スイートコーン	2 類	260,590円	234,530円	208,470円	182,410円	156,350円	埼玉県の区域
	3 類	食品加工用であるスイートコーン					埼玉県の区域
		32,430円	29,190円	25,940円	22,700円	19,460円	
		食品加工用以外の用途であるスイートコーン					
		260,590円	234,530円	208,470円	182,410円	156,350円	
蚕繭	別記の第一区分に掲げる者	2,490円	2,240円	1,990円	1,740円	1,490円	埼玉県の区域
	別記の第二区分に掲げる者	2,860円	2,490円	2,240円	1,990円	1,740円	埼玉県の区域
	別記の第三区分に掲げる者	3,230円	2,860円	2,490円	2,240円	1,990円	埼玉県の区域

別記：

第一区分 農業保険法（昭和22年法律第185号。以下「法」という。）第153条第1項の農林水産大臣が定める区分ごとの掃立てに係る収繭量（同項第1号の基準収繭量の算定の基礎とされた収繭量をいう。以下同じ。）の合計に対する種繭の収繭量の割合（以下「種繭収繭量割合」という。）が30パーセント未満の者

第二区分 種繭収繭量割合が30パーセント以上70パーセント未満の者

第三区分 種繭収繭量割合が70パーセント以上の者

備考：

1. この表においてスイートコーンに係る「区分」とは法第153条第1項の農林水産大臣が定める区分をいう。

2. この表において「単位当たり」とは、スイートコーンについては1,000キログラム当たり、蚕繭については1キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

都道府県名	千葉県						
共済目的の種類	区分	単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲					左に掲げる金額が適用となる地域
蚕繭	別記の第一区分に掲げる者	2,490円	2,240円	1,990円	1,740円	1,490円	千葉県の区域
	別記の第二区分に掲げる者	2,860円	2,490円	2,240円	1,990円	1,740円	千葉県の区域
	別記の第三区分に掲げる者	3,230円	2,860円	2,490円	2,240円	1,990円	千葉県の区域

別記：

第一区分 農業保険法（昭和22年法律第185号）第153条第1項の農林水産大臣が定める区分ごとの掃立てに係る収繭量（同項第1号の基準収繭量の算定の基礎とされた収繭量をいう。以下同じ。）の合計に対する種繭の収繭量の割合（以下「種繭収繭量割合」という。）が30パーセント未満の者

第二区分 種繭収繭量割合が30パーセント以上70パーセント未満の者

第三区分 種繭収繭量割合が70パーセント以上の者

備考：この表において「単位当たり」とは、1キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

都道府県名	東京都						左に掲げる金額が適用となる地域
共済目的の種類	区分	単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲					
ばれいしょ	1 類	14,440円	13,000円	11,550円	10,110円	8,660円	東京都の区域
	2 類	33,820円	30,440円	27,060円	23,670円	20,290円	東京都の区域
	3 類	65,100円	58,590円	52,080円	45,570円	39,060円	東京都の区域
	4 類	43,080円	38,770円	34,460円	30,160円	25,850円	東京都の区域
	9 類	春植えで、かつ、でん粉加工用であるばれいしょ 14,440円 13,000円 11,550円 10,110円 8,660円 春植えで、かつ、食品加工用であるばれいしょ 33,820円 30,440円 27,060円 23,670円 20,290円 春植えで、かつ、種子用であるばれいしょ 65,100円 58,590円 52,080円 45,570円 39,060円 春植えで、かつ、でん粉加工用、食品加工用及び種子用以外の用途であるばれいしょ 43,080円 38,770円 34,460円 30,160円 25,850円					東京都の区域
スイートコーン	1 類	32,430円	29,190円	25,940円	22,700円	19,460円	東京都の区域
	2 類	139,680円	125,710円	111,740円	97,780円	83,810円	東京都の区域
	3 類	食品加工用であるスイートコーン 32,430円 29,190円 25,940円 22,700円 19,460円 食品加工用以外の用途であるスイートコーン 139,680円 125,710円 111,740円 97,780円 83,810円					東京都の区域
かぼちゃ		107,940円	97,150円	86,350円	75,560円	64,760円	東京都の区域

備考：

- この表において「区分」とは農業保険法（昭和22年法律第185号）第153条第1項の農林水産大臣が定める区分をいう。
- この表において「単位当たり」とは、1,000キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

都道府県名	長野県						左に掲げる金額が適用となる地域	
共済目的の種類	区分	単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲						
ばれいしょ	3 類	93,230円	83,910円	74,580円	65,260円	55,940円	長野県の区域	
	4 類	94,480円	85,030円	75,580円	66,140円	56,690円	長野県のうち小諸市、佐久市、東御市及び北佐久郡の区域	
		62,100円	55,890円	49,680円	43,470円	37,260円	長野県のうち小諸市、佐久市、東御市及び北佐久郡以外の区域	
	9 類	春植えで、かつ、でん粉加工用であるばれいしょ	14,440円	13,000円	11,550円	10,110円	8,660円	長野県のうち小諸市、佐久市、東御市及び北佐久郡の区域
		春植えで、かつ、食品加工用であるばれいしょ	33,820円	30,440円	27,060円	23,670円	20,290円	
		春植えで、かつ、種子用であるばれいしょ	93,230円	83,910円	74,580円	65,260円	55,940円	
春植えで、かつ、でん粉加工用、食品加工用及び種子用以外の用途であるばれいしょ		94,480円	85,030円	75,580円	66,140円	56,690円		
9 類	春植えで、かつ、でん粉加工用であるばれいしょ	14,440円	13,000円	11,550円	10,110円	8,660円	長野県のうち小諸市、佐久市、東御市及び北佐久郡以外の区域	
	春植えで、かつ、食品加工用であるばれいしょ	33,820円	30,440円	27,060円	23,670円	20,290円		
	春植えで、かつ、種子用であるばれいしょ	93,230円	83,910円	74,580円	65,260円	55,940円		
	春植えで、かつ、でん粉加工用、食品加工用及び種子用以外の用途であるばれいしょ	62,100円	55,890円	49,680円	43,470円	37,260円		
蚕繭	別記の第一区分に掲げる者	2,490円	2,240円	1,990円	1,740円	1,490円	長野県の区域	
	別記の第二区分に掲げる者	2,860円	2,490円	2,240円	1,990円	1,740円	長野県の区域	
	別記の第三区分に掲げる者	3,230円	2,860円	2,490円	2,240円	1,990円	長野県の区域	

別記：

第一区分 農業保険法（昭和22年法律第185号。以下「法」という。）第153条第1項の農林水産大臣が定める区分ごとの掃立てに係る収繭量（同項第1号の基準収繭量の算定の基礎とされた収繭量をいう。以下同じ。）の合計に対する種繭の収繭量の割合（以下「種繭収繭量割合」という。）が30パーセント未満の者

第二区分 種繭収繭量割合が30パーセント以上70パーセント未満の者

第三区分 種繭収繭量割合が70パーセント以上の者

備考：

1. この表においてばれいしょに係る「区分」とは法第153条第1項の農林水産大臣が定める区分をいう。
2. この表において「単位当たり」とは、ばれいしょについては1,000キログラム当たり、蚕繭については1キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

都道府県名	岐阜県						
共済目的の種類	区分	単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲					左に掲げる金額が適用となる地域
蚕繭	別記の第一区分に掲げる者	2,490円	2,240円	1,990円	1,740円	1,490円	岐阜県の区域
	別記の第二区分に掲げる者	2,860円	2,490円	2,240円	1,990円	1,740円	岐阜県の区域
	別記の第三区分に掲げる者	3,230円	2,860円	2,490円	2,240円	1,990円	岐阜県の区域

別記：

第一区分 農業保険法（昭和22年法律第185号）第153条第1項の農林水産大臣が定める区分ごとの掃立てに係る収繭量（同項第1号の基準収繭量の算定の基礎とされた収繭量をいう。以下同じ。）の合計に対する種繭の収繭量の割合（以下「種繭収繭量割合」という。）が30パーセント未満の者

第二区分 種繭収繭量割合が30パーセント以上70パーセント未満の者

第三区分 種繭収繭量割合が70パーセント以上の者

備考：この表において「単位当たり」とは、1キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

都道府県名	愛媛県						
共済目的の種類	区分	単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲					左に掲げる金額が適用となる地域
蚕繭	別記の第一区分に掲げる者	2,490円	2,240円	1,990円	1,740円	1,490円	愛媛県の区域
	別記の第二区分に掲げる者	2,860円	2,490円	2,240円	1,990円	1,740円	愛媛県の区域
	別記の第三区分に掲げる者	3,230円	2,860円	2,490円	2,240円	1,990円	愛媛県の区域

別記：

第一区分 農業保険法（昭和22年法律第185号）第153条第1項の農林水産大臣が定める区分ごとの掃立てに係る収繭量（同項第1号の基準収繭量の算定の基礎とされた収繭量をいう。以下同じ。）の合計に対する種繭の収繭量の割合（以下「種繭収繭量割合」という。）が30パーセント未満の者

第二区分 種繭収繭量割合が30パーセント以上70パーセント未満の者

第三区分 種繭収繭量割合が70パーセント以上の者

備考：この表において「単位当たり」とは、1キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

都道府県名	長崎県						左に掲げる金額が適用となる地域
共済目的の種類	区分	単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲					
ばれいしよ	3 類	188,090円	169,280円	150,470円	131,660円	112,850円	長崎県の区域
	4 類	133,030円	119,730円	106,420円	93,120円	79,820円	長崎県の区域
	9 類	春植えで、かつ、でん粉加工用であるばれいしよ 14,440円 13,000円 11,550円 10,110円 8,660円 春植えで、かつ、食品加工用であるばれいしよ 33,820円 30,440円 27,060円 23,670円 20,290円 春植えで、かつ、種子用であるばれいしよ 188,090円 169,280円 150,470円 131,660円 112,850円 春植えで、かつ、でん粉加工用、食品加工用及び種子用以外の用途であるばれいしよ 133,030円 119,730円 106,420円 93,120円 79,820円					長崎県の区域

備考：

1. この表において「区分」とは農業保険法（昭和22年法律第185号）第153条第1項の農林水産大臣が定める区分をいう。
2. この表において「単位当たり」とは、1,000キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

都道府県名	熊本県						左に掲げる金額が適用となる地域
共済目的の種類	区分	単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲					
ばれいしょ	2 類	48,650円	43,790円	38,920円	34,060円	29,190円	熊本県の区域
	3 類	98,300円	88,470円	78,640円	68,810円	58,980円	熊本県の区域
	4 類	61,420円	55,280円	49,140円	42,990円	36,850円	熊本県の区域
	9 類	春植えて、かつ、でん粉加工用であるばれいしょ 14,440円 13,000円 11,550円 10,110円 8,660円 春植えて、かつ、食品加工用であるばれいしょ 48,650円 43,790円 38,920円 34,060円 29,190円 春植えて、かつ、種子用であるばれいしょ 98,300円 88,470円 78,640円 68,810円 58,980円 春植えて、かつ、でん粉加工用、食品加工用及び種子用以外の用途であるばれいしょ 61,420円 55,280円 49,140円 42,990円 36,850円					熊本県の区域
蚕繭	別記の第一区分に掲げる者	2,490円	2,240円	1,990円	1,740円	1,490円	熊本県の区域
	別記の第二区分に掲げる者	2,860円	2,490円	2,240円	1,990円	1,740円	熊本県の区域
	別記の第三区分に掲げる者	3,230円	2,860円	2,490円	2,240円	1,990円	熊本県の区域

別記：

第一区分 農業保険法（昭和22年法律第185号。以下「法」という。）第153条第1項の農林水産大臣が定める区分ごとの掃立てに係る収繭量（同項第1号の基準収繭量の算定の基礎とされた収繭量をいう。以下同じ。）の合計に対する種繭の収繭量の割合（以下「種繭収繭量割合」という。）が30パーセント未満の者

第二区分 種繭収繭量割合が30パーセント以上70パーセント未満の者

第三区分 種繭収繭量割合が70パーセント以上の者

備考：

1. この表においてばれいしょに係る「区分」とは法第153条第1項の農林水産大臣が定める区分をいう。

2. この表において「単位当たり」とは、ばれいしょについては1,000キログラム当たり、蚕繭については1キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

都道府県名	宮崎県						左に掲げる金額が適用となる地域
共済目的の種類	区分	単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲					
ばれいしよ	2 類	57,680円	51,910円	46,140円	40,380円	34,610円	宮崎県の区域
	9 類	春植えで、かつ、でん粉加工用であるばれいしよ 14,440円 13,000円 11,550円 10,110円 8,660円 春植えで、かつ、食品加工用であるばれいしよ 57,680円 51,910円 46,140円 40,380円 34,610円 春植えで、かつ、種子用であるばれいしよ 65,100円 58,590円 52,080円 45,570円 39,060円 春植えで、かつ、でん粉加工用、食品加工用及び種子用以外の用途であるばれいしよ 43,080円 38,770円 34,460円 30,160円 25,850円					宮崎県の区域
スイートコーン	2 類	307,840円	277,060円	246,270円	215,490円	184,700円	宮崎県の区域
	3 類	食品加工用であるスイートコーン 32,430円 29,190円 25,940円 22,700円 19,460円 食品加工用以外の用途であるスイートコーン 307,840円 277,060円 246,270円 215,490円 184,700円					宮崎県の区域

備考：

- この表において「区分」とは農業保険法（昭和22年法律第185号）第153条第1項の農林水産大臣が定める区分をいう。
- この表において「単位当たり」とは、1,000キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

都道府県名	鹿児島県						左に掲げる金額が適用となる地域
共済目的の種類	区分	単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲					
ばれいしよ	2 類	56,580円	50,920円	45,260円	39,610円	33,950円	鹿児島県の区域
	4 類	128,340円	115,510円	102,670円	89,840円	77,000円	鹿児島県の区域
	9 類	春植えて、かつ、でん粉加工用であるばれいしよ					
		14,440円	13,000円	11,550円	10,110円	8,660円	鹿児島県の区域
	春植えて、かつ、食品加工用であるばれいしよ						
	56,580円	50,920円	45,260円	39,610円	33,950円		
	春植えて、かつ、種子用であるばれいしよ						
	65,100円	58,590円	52,080円	45,570円	39,060円		
	春植えて、かつ、でん粉加工用、食品加工用及び種子用以外の用途であるばれいしよ						
	128,340円	115,510円	102,670円	89,840円	77,000円		

備考：

- この表において「区分」とは農業保険法（昭和22年法律第185号。以下「法」という。）第153条第1項の農林水産大臣が定める区分をいう。
- この表において「単位当たり」とは、1,000キログラム当たりとする。